

令和6年度 長崎市立丸尾中学校「いじめ防止基本方針」

長崎市立丸尾中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 自分を大切にするとともに他人を思いやることができる生徒
- いじめをしない、許さないという人権意識をもち、人権侵害に対しては毅然とした態度を示すことができる生徒

「PTAとの連携」

- ・PTA総会
- ・PTA役員会
- ・生活指導部会
- ・学年、学級会
- ・部活動振興会 など

できる生徒

「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・教務主任
- ・生徒指導主事・学年代表
- ・養護教諭
- ・SC など
- ※ 必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・教育委員会・警察
- ・長崎市子育てサポート課
- ・長崎市こども相談センター
- ・医療機関・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・学校評議員 など

「いじめの定義」

「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめの禁止」

児童等は、いじめを行ってはならない（いじめ防止対策推進法 第4条）

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。また、いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- 「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌作り」に取り組む。
- 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。家庭・地域・小学校とも連携して、いじめの根絶に努める。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解し、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

1 目的

すべての学校教育活動を通じて、「いじめは絶対に許さない」指導を徹底するとともに、生徒一人一人が安心して学ぶことができる学校を築く。

そのためには、いじめ防止に資するさまざまな活動や取組を日常的・計画的に行い、いじめを許さない集団作りをはじめとして、いじめの萌芽を見逃さない教職員の資質向上を図っていく。

ただし、万一、いじめの重大事態が発生した場合の緊急体制、指導体制についても明確にすることにより、被害生徒の絶対的な安全を確保するとともに加害生徒への毅然とした指導と更生を図ることを目的とする。

2 いじめ対策委員会

(1) 設置

「いじめ対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき設置する。

(2) メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年代表、養護教諭とし、必要に応じて SC や関係機関、専門家等を追加する。

(3) 会の運営

- ① いじめ防止の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに対する情報を共有し、組織的に対応するために設置する。
- ② 教職員はいじめの兆候や萌芽、懸念、生徒からの情報を抱え込むことなく、学年職員や生徒指導主事、管理職に報告する。
- ③ いじめの疑いがある場合は、観察・見守りとともに情報の収集・記録・共有を行い、必要に応じて関係者から事情を聴くなどして、いじめであるかの判断を組織的に行う。
- ④ いじめがない場合であっても、学校であらかじめ計画した「いじめ根絶」のための意図的・計画的な指導を行う。
- ⑤ いじめが解消された場合であっても、少なくとも 3 か月間については必要に応じて委員会を開催し、状況について報告する。

3 いじめ防止のための施策

(1) 本校の取組

- ① いじめ防止基本方針の共通理解と周知（学校要覧・HP への掲載）
- ② 命の尊重・豊かな心を育む道德教育
- ③ 望ましい人間関係を育てる特別活動
- ④ 互いの人格を尊重し、人権を守る人権教育
- ⑤ 善悪の判断を身につけさせる生徒指導
- ⑥ 支え合いと温かい人間関係を育む特別支援教育
- ⑦ いじめを許さない生徒会活動
- ⑧ こころの日（いじめ生活アンケート）と相談体制
- ⑨ 長崎っ子の心を見つめる教育週間やこころねっこ運動

(2) 早期発見・早期対応

- ① 生活アンケート（毎月）での状況把握
- ② 生徒指導部会（毎週）での情報共有
- ③ 学校評価（年２回）
- ④ 臨時アンケート
- ⑤ 企画委員会での情報共有（毎週）

(3) 教育相談・生徒指導体制

- ① 担任との教育相談
- ② 時と状況に応じた生徒指導
- ③ 小中連携
- ④ 保護者を召還しての教育相談

(4) 校内研修

- ① 生徒指導情報交換
- ② いじめ根絶に向けた校内研修
- ③ 人権集会と人権学習
- ④ 各種研修会への参加

(5) 重大事態発生時の対応

＊重大事態とは

①調査を要する重大事態の例

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・生徒が自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・いじめを苦とした精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

＊土日を除いて７日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

ウ その他の場合

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

＊重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う

＊法の要件に照らして、重大自体にあたらないことが明らかである場合を除き、重大事態の調査を実施する。

②重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

ア 保護者への報告

十分な調査を行い、被害生徒及び保護者に対し事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

イ 教育委員会への報告

最終報告だけでなく、都度報告を行うとともに対応について指導や助言を受ける。

＊学校→教育委員会→市長

③調査を行う組織

ア 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

4 いじめ発生時のフロー

- (1) いじめの発見→関係職員へ報告
- (2) 生徒指導部会・学年部会での情報共有とその後の対応について協議→管理職へ報告
- (3) 事実確認→重大事態の判断 → 保護者への説明・報告
- (4) 被害生徒の安全確保（場合によっては加害者の出席停止を視野に）
- (4) 重大事態認定 → 緊急職員会議の開催といじめ対策委員会の設置
- (5) いじめ対策委員会の開催 → 指導体制と内容について協議・教育委員会への報告
- (6) いじめ加害生徒への指導・保護者への召還と指導・説諭
- (7) 事後指導
- (8) いじめ解消の確認（以後、3か月間は要観察及び定期的なカウンセリングを行う。）

5 年間計画及びチェックリスト

(1) 令和6年度 いじめ予防・根絶のための年間計画

月	いじめ防止（根絶）のための主な取り組み	こころの日・生活アンケート
4月	入学式・1学期始業式・新入生オリエンテーション	実施
5月	生徒集会・教育相談	実施
6月	生徒総会	実施
7月	教育週間・PTA・1学期終業式・教育相談	実施
8月	平和祈念集会、中学生議会	
9月	2学期始業式、生徒集会	実施
10月	学校評議員会・丸尾中フェスタ、教育相談	実施
11月	人権学習・生徒会役員選挙	実施
12月	人権集会・PTA・2学期終業式	実施
1月	3学期始業式	実施
2月	入学説明会・学校評議員会・PTA	実施
3月	生徒集会・卒業式・3学期修了式・小中・中高連絡会	実施

(2) チェックリスト

① 身体や体調に関すること

☐衣服が汚れている ☐衣服や持ち物が破損している ☐傷やあざがある ☐腕や足、首元などを不必要に隠そうとする ☐頭痛や腹痛、吐き気を訴える

② 仕草や態度に関すること

☐おどおどしておびえている ☐元気がない ☐うつむいている ☐教師と視線を合わさない ☐集中力がなくぼんやりしている ☐学校にいきたがらない ☐職員トイレを使う

③ 友達との関係に関すること

☐周囲に異常なほど気を使っている ☐人のいいなりになっている ☐今まで付き合っていたグループから急に離れる ☐交友関係が変わる ☐変なあだ名で呼ばれる。☐一人でいることが多い ☐周囲からの当たりがきつい

④ 生活全般に関すること

☐校納金の滞納が多くなる ☐机やカバンへの落書き ☐文具やくつなどがなくなる ☐黒板や壁に名前が書かれている ☐学級写真へのいたずら ☐指名したときに笑いが起こる。

⑤ いじめの加害を疑うべき家庭でのサイン（保護者との連携）に関すること

☐買った覚えのない品物が多くなる ☐お金の使い方が荒くなる ☐学校からの帰りが遅くなる ☐乱暴な言葉遣い ☐命令的な口調 ☐友達を呼び捨てにし、軽蔑した口調ではなす ☐他人の物を借りている（返していない）

6 学校以外の相談機関

- (1) 親子ホットライン (0120-72-5311) 平日 9:00-21:00
- (2) こころの電話 (095-847-7867) 平日 9:00-16:30
- (3) 子ども・家庭 110 (095-844-1117) 平日・土日 9:00-21:00
- (4) テレホン児童相談室 (0956-23-1117) 平日 9:00-17:45
- (5) ヤングテレホン (0120-78-6714) 平日 9:00-17:45
- (6) こどもの人権 110 番 (0120-007-110) 平日 8:15-17:15
- (7) 長崎いのちの電話 (095-842-4343) 平日・土日 9:00-21:00
- (8) 長崎県 長崎こども・女性・障害者支援センター 095-844-5132
- (9) 長崎市 長崎市こども相談センター 095-825-1949
- (10) 長崎市 子育てサポート課 095-829-1255
- (11) 長崎市 教育研究所教育相談 0120-556-275
- (12) 長崎市 子育て支援相談電話 095-825-5624
- (13) 全国統一ダイヤル 0570-078310